

昭和四十七年運輸省令第二十八号

特別会計に関する法律施行令附則第八十九条の七の気象その他の条件を定める省令

空港整備特別会計法施行令（昭和四十五年政令第七十六号）附則第十三項の規定に基づき、空港整備特別会計法施行令附則第十三項の気象その他の条件を定める省令を次のように定める。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第八十九条の七の国土交通省令で定める気象その他の条件は、次のとおりとする。

気圧が千十三・二ヘクト・パスカルであること。

気温が摺氏三十度であること。

無風状態であること。

滑走路の縦断こう配が零パーセントであること。

滑走路の表面には水が付着していないこと。

飛行機の重量が、離陸をするときは最大離陸重量、着陸をするときは最大着陸重量であること。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日運輸省令第三八号）

この省令は、空港整備特別会計法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百九十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一二号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。